

◎新潟県告示第556号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、糸魚川市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月16日（月）	午後1時から4時まで	西能生地区公民館	糸魚川市全域
6月17日（火）	午前9時から正午まで		
6月18日（水）	午後1時から4時まで		
6月19日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	青海総合文化会館	
6月20日（金）	午前9時から正午まで		
6月23日（月）	午後1時から4時まで	糸魚川市民会館	
6月24日（火）	午前9時から正午まで		
6月25日（水）	午後1時から4時まで		
6月26日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	大和川地区公民館	
6月27日（金）	午前9時から正午まで	下早川地区公民館	
6月30日（月）	午後1時から4時まで	糸魚川市民会館	
7月1日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月2日（水）	午前9時から正午まで		
7月3日から令和8年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日及び令和8年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会